

はがし対策の強化、政府系金融機関における個人保証の段階的な撤廃を図る措置の実施を強く求めるものです。

新たな雇用を創出するための起業・創業環境の早急な整備を求める意見書

長引く不況の中で、厳しい状況が続く雇用情勢を打開するために、二十一世紀型新産業を中心に新たな雇用・起業創出のための施策を優先的かつ継続的に断行する必要があります。

中でも、新しい事業・産業を生み出し、経済に活力をもたらす雇用を創出する原動力となる中小・ベンチャー企業に対しての起業や創業をしやすい社会環境の整備に向けた取り組みが急務であり、新たに事業を開始しようとする個人や中小企業等に対しての幅広い支援、また中小企業者の新技術やアイデアに着目した事業活動に対する継続的支援、さらに地域雇用につながる地域産業資源を活用した事業創出環境の整備等を行うことが不可欠であります。

さらに、若年層と中高年層の雇用改善も大きな課題となる一方で、本格的な少子高齢社会の到来を目前にして、我が国の経済活力維持・向上を図っていくためには、若年層や中高年層の雇用開拓に力を入れることはもちろん、若年・高齢者・女性起業家による新規事業の創出基盤を整備することも必要不可欠です。

しかし、一般的にベンチャー企業等は信用力や担保力が不足しがちであることに加え、近年の景気低迷により民間金融機関からの融資等も厳しさを増しているなど、中小・ベンチャー企業、若年・高齢者・女性起業家の起業・経営に必要な資金調達環境は一層困難な状況となっております。したがって、民間金融機関が敬遠しがちなこれらの起業家に対し、政府系金融機関が重点的に資金調達を図るべきであります。

よって、政府は以下の施策を早急に講じるとともに、制度の拡充を強く要望します。

記

- 一 効果的な規制改革を行い、サービス産業の活性を図るとともに、環境・バイオテクノロジー・情報通信・ナノテクノロジーなど二十一世紀型産業への重点投資を行い、新たな雇用を五百万人創出すること。
- 二 資源循環型社会を推進し、エコ産業の市場規模を拡大し雇用の創出を図ること。
- 三 外国人観光客の増加など観光産業を振興し、雇用の創出を図ること。
- 四 政府系金融機関及び民間金融機関などによる新たな創業・起業への資金調達の支援策（無担保・無保証を含む）の一層の拡充を図ること。
- 五 定年年齢の引き上げや継続雇用制度等の普及で六十五歳までの雇用の確保を図ること。
- 六 若年者の失業率を半減させる施策を関係省庁が協力して強力に推進すること。

七 「土地担保主義」を転換し、技術力や新しいアイデアなど内容中心の新融資制度の確立を図ること。

八 投資を促進する税制支援策の拡充を行なうこと。

観光立国へ積極的な施策推進を求める意見書

グローバル化の進展は、さまざまな問題をはらみながら時代の趨勢となっている。

モノ、カネ、技術、情報に加え、人々も世界的規模で、行き交う大交流時代に突入している。こうした中で、世界の国々は、国際観光に新しい価値と将来性を見出そうとしており、単に観光資源としてのみならず、観光を通じ、世界の国々及び人々の交流の拡大を図ろうとしている。世界観光機関(WTO)によると、全世界の外国旅行者数は、二一年には十億人に、二二年には十六億人に増加すると予想されている。

しかし、我が国の現状を見ると観光先進国といわれる諸外国と比べ、観光進行に必要な社会資本の整備などさまざまな面で立ちおけているために、日本人、外国人にかかわらず旅行者は少ないのが実態である。二一年に海外旅行した日本人は、一千六百五十二万人ですが、日本を訪れた外国人旅行者は、その三分の一の五百二十四万人にとどまっております。外国人の受け入れ数で日本は世界で三十五位、アジアでも九位に甘んじている。

今日、景気回復が叫ばれている我が国経済にとっても、ものづくりの復権のみならず、観光立国への転換も必須の課題となっている。観光産業が雇用総数六百万人規模、その生産波及効果は百兆円規模の我が国の基幹産業に成長することも不可能ではなく、地域経済の活性化にも大きな役割を果たすことが期待されている。こうした観点から、「観光立国行動計画」の積極的な推進とともに、国と地方公共団体が一体となって下記の諸対策を実施するよう強く要望する。

記

- 一 観光立国関係関係会議を充実させ、各省庁と整合性のとれた観光総合戦略を策定する観光局を設置すること。
 - 二 家族旅行や個人旅行を促進するため、有給休暇連続取得の推進及びそのための環境整備として、中小企業への省力化支援及びそのための雇用への奨励金の支給を図ること。
 - 三 学校の長期休暇制度の分散化を図ること。
 - 四 滞在型休暇の普及に成果をあげたフランスの休暇小切手制度を参考とする家族向け旅行資金積立制度の創設を図ること。
 - 五 外国人を受け入れるための人材の育成や外国語表示の観光案内を充実させること。
- 自衛隊のイラク派遣に慎重な対応を求める意見書**
- 日本政府は、「イラクの人道復興支援特別措置法」に基づく自衛隊派遣などの「基本計画」を正式決定した。国際社会の責任ある一員として、イラクの復興支援活動と安全保障支援に、人的貢献をする必要があるとし、さらに、国連も加盟国に対してイラク

の復興への努力を要請しており、日本もそれに応える責任もあるとしている。

イラクの復興は、イラク国民にとっても、中東地域及び国際社会の平和と安定にとっても極めて重要であり、一刻も早いイラクの治安の回復と復興が望まれる。我が国自衛隊のイラク派遣は、同盟国への支援もさることながら、人道復興支援は国際貢献上からも求められるものであり、日本として出来る範囲の中で支援をすべきである。

しかし、国民は派遣に慎重な意見もあり、治安が不安定な地域も存在している。自衛隊の対処要領にも現状では充分でない部分もあり、治安状況も不安定な地域への派遣である。

よって、政府においては、イラクへの自衛隊派遣は、より慎重に対応されるよう強く要望する。

交付税の縮減、税源移譲も不十分なまま国庫補助負担金の一兆円削減に反対する意見書

地方財政のいわゆる「三位一体改革」で、政府と与党が国庫補助負担金の一兆円削減の前身で合意した。

厚生労働省が打ち出していた生活保護費と児童扶養手当に対する国の負担率引き下げは、来年度は見送るものの、「二五年から確実に実行する」としている。そのかわりに来年度は公立保育所への国庫負担金などを削減、一般財源化することで決着した。文科科学省が示した義務教育費国庫負担金の教職員退職手当などの削減に当たっては、一般財源化までのつなぎとして新たな交付金をつくって財源を手当てするとしている。

生活保護費、児童扶養手当及び義務教育費の退職手当削減には、全国知事会など地方六団体が「単なる地方への負担転嫁であり、福祉・教育など住民生活に大きな影響を与えるため、絶対に容認できない」との緊急意見を発表し、強く反対してきている。

今回、政府与党が削減で合意した公立保育所の国庫負担金は、保育料を除く費用の半分を占めます。その削減は、保育料値上げや保育水準の切り下げにつながるもので、保育行政の拡充を求める住民の切実な願いを踏みにじる暴挙である。福祉と教育分野が八割を占める国庫補助負担金は、法律に基づく国民の権利として、国が一定水準の福祉・教育を国民に保障するためのものである。

したがって、国庫補助負担金の廃止や削減を最優先し、交付税は縮減、税源移譲も徹底圧縮というのでは、地方と住民生活の切り捨てと言っしかない。

よって本市議会は、交付税を縮減し、税源移譲も不十分のまま国庫補助負担金を一兆円削減することに、強く反対するものです。

障害者支援費予算の増額を求める意見書

厚生労働省は、障害者支援費制度について、二三年度総事業費四百四十六億円(十一ヶ月)と試算し、その二分の一の二百七十八億円を予算計上した。しかし、利用実績は四月が五十三億

円、五月が六十億円と、「措置制度」をとってきた二三年度の月平均額約三十九億六千万円を上回り続けている。この水準が続けば、補助金は三百三十億円必要であり五十二億円の不足となる。障害者がサービスを選択できるとの趣旨に照らしても、財政上の問題からサービスが受けられなくなれば重大である。

国は、近く自治体に対し補助金の配分を示す予定だが、財源不足を自治体や利用者へ転嫁してはならない。

よって本市議会は政府に対し、今年度事業費不足については緊急に手立てをとり、二分の一の国庫負担を堅持するよう強く求めると同時に、二四年度予算では十分な予算を組むよう求めるものである。

性同一性障害を抱える人々が、普通に暮らせる社会環境の法整備を求める意見書

性同一性障害とは、自分が身体的・社会的にどちらかの性別であるかを認識していながら、精神的には自分自身の身体的・社会的な性別に違和感を抱き、または反対の性別に属していると感じ、それにより強い精神的葛藤を覚え、精神の性別と生まれ育てられてきた性別との間に生ずる適応の障害を言います。そのため当事者は、医学的、心理的、社会的、家族的及び経済的なさまざまな問題を抱えているのが現状であります。

とりわけ戸籍の性別と生活上の性別が異なることにより、非正規雇用社員でしか就労できない、家を借りることが難しい、国民の権利である選挙権を行使しにくく、また、性同一性障害の治療のほとんどが保険の適用除外であり、経済的にも大きな負担となっております。

性同一性障害の人々に対する人権については、平成十二年十二月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定、これに基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」には性同一性障害に関する知識や理解を深め、その解決に施策の検討を行うこととあります。また、平成十三年五月の「人権救済制度の在り方について」の答申では、性同一性障害を理由とする差別的取り扱い等について積極的救済を図るべきとされていますが、当事者の不自由さは依然として変わっていないのが現状です。

したがって、政府におかれましては、戸籍と異なる性で生活する性同一性障害の当事者に対し、次の事項について特段の配慮をされまよう本市議会は要望するものです。

- 一 治療への保険の適用及び診断・治療が可能な医療機関の拡充を図ること。
- 二 求職時の性別記載の撤廃と不当解雇、職場差別などの禁止とともに職場での支援を図ること。
- 三 公文書の性別記載の再考と可能な限りの削除を図ること。
- 四 教育の充実と教育現場での理解、若年層患者に対する支援を図ること。
- 五 教育・医療関係従事者、公務員など性同一性障害にかかわる人々への研修と育成を図ること。